

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、五條市及び下市町における地籍調査の成果を国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告します。

平成二十四年八月十七日

奈良県知事 荒井正吾

一 調査を行った者の名称

五條市

下市町

二 調査を行った期間

五條市 平成十三年六月十八日から平成二十三年七月二十日まで

下市町 平成十七年七月二十五日から平成二十三年四月十七日まで

三 成果の名称

五條市（中之町の一部）における地籍図及び地籍簿

吉野郡下市町（大字原谷及び栃本の各一部）における地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

五條市中之町の一部の地域

吉野郡下市町大字原谷及び栃本の各一部の地域

五 認証年月日

平成二十四年八月四日